

介護保険

65歳以上の方へ 低所得者の介護保険料が軽減されます

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、所得状況に応じ第1段階から第9段階に定められています。10月に予定されている消費増税に伴い、住民税非課税世帯の方(第1段階から第3段階)を対象に軽減が拡大されます。

令和元年度分の保険料の改定

段階	対象者	平成30年度	令和元年度	差額
第1段階	○生活保護の受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額80万円以下の者	平成30年度	1,935円	23,220円
		令和元年度	1,615円	19,380円
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の公的年金等収入+合計所得金額120万円以下の者	平成30年度	3,225円	38,700円
		令和元年度	2,690円	32,280円
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ第1、第2段階以外の者	平成30年度	3,225円	38,700円
		令和元年度	3,120円	37,440円
基準額	○本人が町民税非課税(世帯に課税者有)	平成30年度~令和元年度	4,305円	51,660円

介護保険料の納付方法

特別徴収(年金からの天引き)の場合

年額18万円以上の年金を受給している方は、1年間の保険料を年金受給月の6回に分けて年金から天引きします。

普通徴収(納付書または口座振替による納付)の場合

年金の年額が18万円未満の方や65歳になられた方等で特別徴収ができない方は、税務課より送付される納付書で保険料を納めます。1年間の保険料を7月から翌年2月までの8回に分けて納付します。

それってどうなるの??



Q: 保険料は、65歳になったらすぐに年金からの天引き(特別徴収)になるのですか。

A:

3月~8月生まれ	翌年の4月から
9月~12月生まれ	翌年の6月~10月から
1月~2月生まれ	その年の6月~10月から

(誕生日によって変わる場合があります)

お問合せ●税務課課税係 ☎ 76-5402

国民年金

ご存じですか? 国民年金保険料の免除・猶予制度



国民年金保険料は、月額16,410円ですが、所得が少ないなど保険料を納めるのが困難な場合には、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があり、申請は7月から始まります。

免除の種類

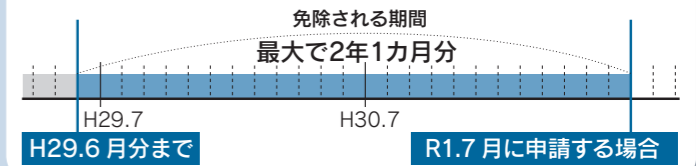
- 法定免除(障害年金受給者や生活保護を受けている方)
- 全額免除、一部免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)

猶予の種類

- 納付猶予(50歳未満に限る) ●学生納付特例
- ※免除・猶予ともに、申請者本人やご家族の所得による審査があり、一定の基準額に応じて免除額が変わります。

※それぞれの詳細についてはお問い合わせください。

免除期間はさかのぼれます



免除・猶予された保険料の追納

免除等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。免除等の期間によっては、後から保険料を納めることができますが、保険料が割増しされる場合もありますのでご注意ください。

手続き・お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405 または佐原年金事務所国民年金課 ☎ 0478-54-1442

後期高齢者

後期高齢者医療保険料の納付

後期高齢者医療保険料は毎年7月に計算され、中旬には「決定通知書」が送付されます。

保険料は、原則として年金から天引きされますが、年の途中で所得に変更があった方や、年金の受給が中止された方、支給される年金より保険料が多い方などは「現金納付」となりますので、忘れずに納付してください。

※平成30年9月30日頃~令和元年6月20日頃までの間に、75歳になった方は原則として9月までは現金納付となります。それ以降に75歳になる方は、1年間現金納付となり、納付書は8月以降送付されます。



保険料率および軽減措置

■保険料率

保険料率は、都道府県ごとに決定し、2年ごとに直すように法律で定められています。千葉県の保険料率は次により計算されます。(保険料率は平成30年度と変更ありません)

所得割額	本人の所得×7.89% (本人の所得に応じて計算)
------	------------------------------



均等割額	41,000円 (全員にかかる一定の額)
------	-------------------------

※賦課限度額62万円(保険料の上限)

■軽減措置

所得の低い方などの保険料額を軽減する制度があります。

★所得に応じた軽減★

- 後期高齢者医療被保険者のいる世帯の所得合計額に応じて、均等割額が軽減されます。

※軽減される金額については段階があります。詳しくはお問い合わせください

★社会保険等の扶養であった方への軽減★

- 後期高齢者医療制度に加入するまで、家族等の社会保険や共済保険等の扶養に入っていた方については、所得割額はかからず、均等割額も5割軽減されます。

※資格所得後24ヶ月のみ5割軽減

お問合せ●住民課国保年金係 ☎ 76-5405